

大気関係

届出のしおり

大気汚染防止法

水銀等編

令和5年2月

佐賀県県民環境部環境課

## 目 次

はじめに.....	1
1 水銀等の排出の規制等の目的等 .....	1
(1) 用語の説明 .....	1
(2) 規制の概要 .....	1
2 水銀排出施設と排出基準 .....	3
(1) 石炭燃焼ボイラーの排出基準 .....	3
(2) 非鉄金属製造に用いられる精錬及び焙焼の工程（一次精錬）の排出基準 .....	4
(3) 非鉄金属製造に用いられる精錬及び焙焼の工程（二次精錬）の排出基準 .....	5
(4) 廃棄物焼却炉の排出基準 .....	6
(5) セメントクリンカー製造施設の排出基準 .....	6
(6) 水銀に係る排出基準の計算方法 .....	7
3 届出関係 .....	8
(1) 届出の事項・時期等 .....	8
(2) 届出時の注意事項 .....	9
(3) その他 .....	10
4 水銀濃度の測定 .....	20
(1) 測定方法 .....	20
(2) 定期測定の頻度（施行規則第 16 条の 19 第 1 号） .....	20
(3) 定期測定・再測定の結果の記録・保存（施行規則第 16 条の 19 第 5 号） .....	20
(4) 定期測定において排出基準を上回った場合（施行規則第 16 条の 19 第 3 号、4 号） .....	20
(5) 粒子状水銀濃度の測定の省略（施行規則第 16 条の 19 第 2 号） .....	21
5 要排出抑制施設の設置者の自主的取組 .....	23
6 行政処分等 .....	24
(1) 計画変更命令（法第 18 条の 31） .....	24
(2) 改善勧告等及び改善命令等（法第 18 条の 34） .....	24
(3) 報告及び検査（法第 26 条） .....	24
7 様式 .....	25

法 : 大気汚染防止法（昭和 43 年 6 月 10 日法律第 97 号）  
施行令 : 大気汚染防止法施行令（昭和 43 年 11 月 30 日政令第 329 号）  
施行規則 : 大気汚染防止法施行規則（昭和 46 年 6 月 22 日厚生省・通商産業省令第 1 号）

## はじめに

この冊子では、大気汚染防止法（以下「法」といいます。）の水銀等の規制（大気汚染防止法の一部を改正する法律（平成 27 年法律第 41 号）により平成 30 年 4 月 1 日から新たに規制対象）について説明しています。

### 1 水銀等の排出の規制等の目的等

法では、水銀に関する水俣条約（以下「条約」といいます。）の的確かつ円滑な実施を確保することを目的として、工場及び事業場における事業活動に伴う水銀等の大気中への排出を規制することを定めています。

#### （1）用語の説明

- ① 水銀等：水銀及びその化合物をいいます。（法第 2 条第 12 項）
- ② 水銀排出施設：工場又は事業場に設置される施設で水銀等を大気中に排出するもののうち、条約の規定に基づきその規制を行うことが必要なものとして政令で定めるものをいいます。  
(法第 2 条第 13 項、施行令第 3 条の 5)
- ③ 排出口：水銀排出施設に係る水銀等を大気中に排出するため設けられた煙突その他の施設の開口部をいいます。（法第 2 条第 14 項）
- ④ 要排出抑制施設：工場又は事業場に設置される水銀等を大気中に排出する施設（水銀排出施設を除く。）のうち、水銀等の排出量が相当程度多い施設であって、その排出を抑制することが適当であるものとして政令で定められているものをいいます。（法第 18 条の 37、施行令第 10 条の 3）

#### （2）規制の概要

水銀等の排出規制の概要は表 1 のとおりです。

表1 水銀等の排出規制の概要

区分	条文
水銀排出施設	排出基準 法第18条の27
	新規施設 法第18条の28
	既存施設 法第18条の29
	構造等の変更の届出 法第18条の30
	計画変更命令等 法第18条の31
	実施の制限 法第18条の32
	排出基準の遵守義務 法第18条の33
	改善勧告等及び改善命令等 法第18条の34
	水銀濃度の測定、記録、保存 法第18条の35
	実施の制限期間の短縮 氏名の変更、廃止、承継の届出 法第18条の36
要排出抑制施設	設置者の自主的取組 法第18条の37

## 2 水銀排出施設と排出基準

(法第2条第14項、法第18条の27、法第18条の33、施行令第3条の5、施行規則第5条の2、施行規則第16条の18)

水銀排出施設から水銀等を大気中に排出する者（以下「水銀排出者」といいます。）は、その水銀排出施設に係る排出基準を遵守しなければなりません。

対象となる水銀排出施設の種類、規模及び排出基準は次のとおりです。

### （1）石炭燃焼ボイラーの排出基準

表2 石炭燃焼ボイラーの排出基準

大気汚染防止法の水銀排出施設	施設の規模 (以下のいずれかに該当するもの)	排出基準 <sup>(注1)</sup> ( $\mu\text{g}/\text{Nm}^3$ )	
		新規施設	既存施設 <sup>(注2)</sup>
① 石炭専焼ボイラー 大型石炭混焼ボイラー (この表の②に掲げるものを除く。 (別表 <sup>(注3)</sup> 2の項)	燃焼能力 <sup>(注4)</sup> 50L/時以上	8 (0 <sub>n</sub> 6%)	10 (0 <sub>n</sub> 6%)
② 小型石炭混焼ボイラー <sup>(注5)</sup> (別表 <sup>(注3)</sup> 1の項)	燃焼能力 <sup>(注4)</sup> 50L/時以上	10 (0 <sub>n</sub> 6%)	15 (0 <sub>n</sub> 6%)

(注1) 既存施設であっても、水銀排出量の増加を伴う大幅な改修（施設規模が5割以上増加する構造変更）をした場合は、新規施設の排出基準が適用されます。

(注2) 施行日（平成30年4月1日）において現に設置されている施設（設置の工事が着手されているものを含む。）のことです。

(注3) 施行規則第5条の2で規定された別表第3のことです。

(注4) バーナーの燃料の燃焼能力を重油換算で表したもののことです。

(注5) バーナーの燃焼の燃焼能力が重油換算10万L/時未満のもののことです。

(2) 非鉄金属製造に用いられる精錬及び焙焼の工程（一次精錬）の排出基準

表3 非鉄金属製造に用いられる精錬及び焙焼の工程（一次精錬）の排出基準

大気汚染防止法の水銀排出施設	施設の規模 (以下のいずれかに 該当するもの)	排出基準 <sup>(注1)</sup> ( $\mu\text{g}/\text{Nm}^3$ )	
		新規 施設	既存 施設 <sup>(注2)</sup>
①金属の精錬（銅又は金を精錬するものに限る。）の用に供する焙焼炉、焼結炉（ペレット焼成炉を含む。）、煅焼炉、溶鉱炉（溶鉱用反射炉を含む。）、転炉及び平炉（この表の⑤に掲げるものを除く。） (別表 <sup>(注3)</sup> 3の項)	原料処理能力 1t/時以上	15	30
②金属の精錬（鉛又は亜鉛を精錬するものに限る。）の用に供する焙焼炉、焼結炉（ペレット焼成炉を含む。）、煅焼炉、溶鉱炉（溶鉱用反射炉を含む。）、転炉及び平炉（この表の⑥に掲げるものを除く。） (別表 <sup>(注3)</sup> 4の項)	原料処理能力 1t/時以上	30	50
③金属の精錬（銅又は金を精錬するものに限る。）の用に供する溶解炉（専ら粗銅、粗銀又は粗金を原料とするもの、こしき炉及びこの表の⑤に掲げるものを除く。） (別表 <sup>(注3)</sup> 3の項)	火格子面積 1m <sup>2</sup> 以上 羽口面断面積 0.5 m <sup>2</sup> 以上 燃焼能力 <sup>(注4)</sup> 50L/時以上 変圧器定格容量 200kVA 以上	15	30
④金属の精錬（鉛又は亜鉛を精錬するものに限る。）の用に供する溶解炉（専ら粗鉛又は蒸留亜鉛を原料とするもの、こしき炉及びこの表の⑥に掲げるものを除く。） (別表 <sup>(注3)</sup> 4の項)	火格子面積 1m <sup>2</sup> 以上 羽口面断面積 0.5 m <sup>2</sup> 以上 燃焼能力 <sup>(注4)</sup> 50L/時以上 変圧器定格容量 200kVA 以上	30	50
⑤銅の精錬の用に供する焙焼炉、焼結炉（ペレット焼成炉を含む。）、溶鉱炉（溶鉱用反射炉を含む。）、転炉、溶解炉（専ら粗銅、粗銀又は粗金を原料とするものを除く。）及び乾燥炉 (別表 <sup>(注3)</sup> 3の項)	原料処理能力 0.5t/時以上 火格子面積 0.5 m <sup>2</sup> 以上 羽口面断面積 0.2 m <sup>2</sup> 以上 燃焼能力 <sup>(注4)</sup> 20L/時以上	15	30
⑥鉛又は亜鉛の精錬の用に供する焙焼炉、焼結炉（ペレット焼成炉を含む。）、溶鉱炉（溶鉱用反射炉を含む。）、転炉、溶解炉（専ら粗鉛又は蒸留亜鉛を原料とするものを除く。）及び乾燥炉 (別表 <sup>(注3)</sup> 4の項)	原料処理能力 0.5t/時以上 火格子面積 0.5 m <sup>2</sup> 以上 羽口面断面積 0.2 m <sup>2</sup> 以上 燃焼能力 <sup>(注4)</sup> 20L/時以上	30	50

(注1) 既存施設であっても、水銀排出量の増加を伴う大幅な改修（施設規模が5割以上増加する構造変更）をした場合は、新規施設の排出基準が適用されます。

(注2) 施行日（平成30年4月1日）において現に設置されている施設（設置の工事が着手されているものを含む。）のことです。

(注3) 施行規則第5条の2で規定された別表第3の3のことです。

(注4) バーナーの燃料の燃焼能力を重油換算で表したもののことです。

(3) 非鉄金属製造に用いられる精錬及び焙焼の工程（二次精錬）の排出基準

表4 非鉄金属製造に用いられる精錬及び焙焼の工程（二次精錬）の排出基準

大気汚染防止法の水銀排出施設	施設の規模 (以下のいずれかに 該当するもの)	排出基準 <sup>(注1)</sup> ( $\mu\text{g}/\text{Nm}^3$ )	
		新規 施設	既存 施設 <sup>(注2)</sup>
①金属の精錬（銅、鉛又は亜鉛を精錬するものに限る。）の用に供する焙焼炉、焼結炉（ペレット焼成炉を含む。）、煅焼炉、溶鉱炉（溶鉱用反射炉を含む。）、転炉及び平炉（この表の⑤及び⑦に掲げるものを除く。） (別表 <sup>(注3)</sup> 5の項)	原料処理能力 1t/時以上	100	400
②金属の精錬（金を精錬するものに限る。）の用に供する焙焼炉、焼結炉（ペレット焼成炉を含む。）、煅焼炉、溶鉱炉（溶鉱用反射炉を含む。）、転炉及び平炉（この表の④に掲げるものを除く。） (別表 <sup>(注3)</sup> 6の項)	原料処理能力 1t/時以上	30	50
③金属の精錬（銅、鉛又は亜鉛を精錬するものに限る。）の用に供する溶解炉（専ら粗銅、粗鉛又は蒸留亜鉛を原料とするもの、こしき炉並びにこの表の⑤、⑥及び⑦に掲げるものを除く。） (別表 <sup>(注3)</sup> 5の項)	火格子面積 1 $\text{m}^2$ 以上 羽口面断面積 0.5 $\text{m}^2$ 以上 燃焼能力 <sup>(注4)</sup> 50L/時以上 変圧器定格容量 200kVA 以上	100	400
④金属の精錬（金を精錬するものに限る。）の用に供する溶解炉（専ら粗銀又は粗金を原料とするもの及びこしき炉を除く。） (別表 <sup>(注3)</sup> 6の項)	火格子面積 1 $\text{m}^2$ 以上 羽口面断面積 0.5 $\text{m}^2$ 以上 燃焼能力 <sup>(注4)</sup> 50L/時以上 変圧器定格容量 200kVA 以上	30	50
⑤銅、鉛又は亜鉛の精錬の用に供する焙焼炉、焼結炉（ペレット焼成炉を含む。）、溶鉱炉（溶鉱用反射炉を含む。）、転炉、溶解炉（専ら粗銅、粗鉛又は蒸留亜鉛を原料とするものを除く。）及び乾燥炉（この表の⑦に掲げるものを除く。） (別表 <sup>(注3)</sup> 5の項)	原料処理能力 0.5t/時以上 火格子面積 0.5 $\text{m}^2$ 以上 羽口面断面積 0.2 $\text{m}^2$ 以上 燃焼能力 <sup>(注4)</sup> 20L/時以上	100	400
⑥鉛の二次精錬（鉛合金の製造を含まない。）の用に供する溶解炉 (別表 <sup>(注3)</sup> 5の項)	燃焼能力 <sup>(注4)</sup> 10L/時以上 変圧器定格容量 40kVA 以上	100	400
⑦亜鉛の回収（製鋼の用に供する電気炉から発生するばいじんであって、集じん機により集められたものからの亜鉛の回収に限る。）の用に供する焙焼炉、焼結炉、溶鉱炉、溶解炉及び乾燥炉 (別表 <sup>(注3)</sup> 5の項)	原料処理能力 0.5t/時以上	100	400

(注1) 既存施設であっても、水銀排出量の増加を伴う大幅な改修（施設規模が5割以上増加する構造変更）をした場合は、新規施設の排出基準が適用されます。

(注2) 施行日（平成30年4月1日）において現に設置されている施設（設置の工事が着手されているものを含む。）のことです。

(注3) 施行規則第5条の2で規定された別表第3の3のことです。

(注4) バーナーの燃料の燃焼能力を重油換算で表したもののことです。

(4) 廃棄物焼却炉の排出基準

表5 廃棄物焼却炉の排出基準

大気汚染防止法の水銀排出施設	施設の規模・要件 (以下のいずれかに 該当するもの)	排出基準 <sup>(注1)</sup> ( $\mu\text{g}/\text{Nm}^3$ )	
		新規 施設	既存 施設 <sup>(注2)</sup>
①廃棄物焼却炉（専ら自ら産業廃棄物の処分を行なう場合であって、廃棄物処理法施行令第7条第5号に規定する廃油の焼却炉の許可のみを有し、原油を原料とする精製工程から排出された廃油以外のものを取り扱うもの及びこの表の②に掲げるものを除く。） (別表 <sup>(注3)</sup> 8の項)	火格子面積 2 $\text{m}^2$ 以上 焼却能力 200kg/時以上	30 (0 <sub>n</sub> 12%)	50 (0 <sub>n</sub> 12%)
②水銀回収義務付け産業廃棄物 <sup>(注4)</sup> 又は水銀含有再生資源 <sup>(注5)</sup> を取り扱う施設（回収時に加熱工程を含む施設に限る。） (別表 <sup>(注3)</sup> 9の項)	施設規模による裾切りはなし	50 (0 <sub>n</sub> 12%)	100 (0 <sub>n</sub> 12%)

(注1) 既存施設であっても、水銀排出量の増加を伴う大幅な改修（施設規模が5割以上増加する構造変更）をした場合は、新規施設の排出基準が適用されます。

(注2) 施行日（平成30年4月1日）において現に設置されている施設（設置の工事が着手されているものを含む。）のことです。

(注3) 施行規則第5条の2で規定された別表第3の3のことです。

(注4) 水銀回収義務付け産業廃棄物は、廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令で規定されています。

(注5) 水銀含有再生資源は、水銀による環境の汚染の防止に関する法律で規定されています。

(5) セメントクリンカー製造施設の排出基準

表6 セメントクリンカー製造施設の排出基準

大気汚染防止法の水銀排出施設	施設の規模・要件 (以下のいずれかに 該当するもの)	排出基準 <sup>(注1)</sup> ( $\mu\text{g}/\text{Nm}^3$ )	
		新規 施設	既存 施設 <sup>(注2)</sup>
セメントの製造の用に供する焼成炉 (別表 <sup>(注3)</sup> 7の項)	火格子面積 1 $\text{m}^2$ 以上 燃焼能力 <sup>(注4)</sup> 50L/時以上 変圧器の定格容量 200kVA 以上	50 (0 <sub>n</sub> 10%)	80 <sup>(注5)</sup> (0 <sub>n</sub> 10%)

(注1) 既存施設であっても、水銀排出量の増加を伴う大幅な改修（施設規模が5割以上増加する構造変更）をした場合は、新規施設の排出基準が適用されます。

(注2) 施行日（平成30年4月1日）において現に設置されている施設（設置の工事が着手されているものを含む。）のことです。

(注3) 施行規則第5条の2で規定された、別表第3の3のことです。

(注4) バーナーの燃料の燃焼能力を重油換算で表したもののことです。

(注5) 原料とする石灰石 1kg 中の水銀含有量が 0.05mg 以上であるものについては、140  $\mu\text{g}/\text{Nm}^3$  です。

（省令附則第2条第2項）

## (6) 水銀に係る排出基準の計算方法

測定結果は、標準酸素濃度補正方式により補正します。

$$C = \frac{(21 - 0n)}{(21 - 0s)} \times Cs$$

C : 酸素の濃度 0n における濃度 (0 °C、101.32 kPa) ( $\mu\text{ g/Nm}^3$ )

0n : 施設ごとに定める標準酸素濃度 (%)

0s : 排出ガス中の酸素の濃度 (%). ただし、排出ガス中の酸素の濃度が 20%を超える場合は、20%とします。

Cs : 排出ガス中の実測水銀濃度 (0 °C、101.32 kPa) ( $\mu\text{ g/Nm}^3$ )

表7 施設ごとに定める標準酸素濃度

施設の種類	0n (%)
表2 (石炭燃焼ボイラー等)	6
表6 (セメント製造施設)	10
表5 (廃棄物焼却炉等)	12

(注) 上表に記載のない項に掲げる施設については、酸素濃度補正は不要です。

### 3 届出関係

(法第 18 条の 28、法第 18 条の 29、法第 18 条の 30、法第 18 条の 32、法第 18 条の 36)

水銀排出施設の設置等を行う場合は、表 9 の届出が義務づけられています。

届出書は届出者の控えを含めて 2 部作成し、工場・事業場の所在地を管轄する保健福祉事務所環境保全課に 2 部とも提出してください。

なお、それぞれの届出には提出期限がありますので、注意してください。

#### (1) 届出の事項・時期等

届出の事項及び時期は表 9 のとおりです。

表 9 届出の事項・時期等

届出が必要なとき	届出内容	届出時期
水銀排出施設を設置しようとするとき (法第 18 条の 28 第 1 項)	«届出書» (1) 水銀排出施設設置(使用、変更)届出書 【様式第 3 の 6】 (2) 水銀排出施設の構造 【別紙 1】 (3) 水銀等の使用の方法 【別紙 2】 (4) 水銀等の処理の方法 【別紙 3】	工事着手の 60 日前まで
法施行時に、既に水銀排出施設に該当するものを設置しているとき (法第 18 条の 29 第 1 項)	«添付資料» ① 水銀等の排出の方法 ② 水銀排出施設及び水銀等の処理施設の設置場所 ③ 水銀等の排出及び水銀等処理に係る操業の系統の概要 <sup>(注)</sup> ④ 煙道の排ガス測定孔の設置箇所を示した図面 ⑤ 緊急連絡用の電話番号その他緊急時における連絡方法 <sup>(注)</sup> ⑥ 水銀排出施設の構造とその寸法を記入した概要図 ⑦ 水銀等の処理施設の構造とその寸法を記入した概要図	法施行から 30 日以内
構造、使用の方法、水銀等の処理の方法を変更しようとするとき (法第 18 条の 30 第 1 項)		工事着手の 60 日前まで
届出者の氏名、名称、住所、法人代表者氏名、工場、事業場の名称又は所在地に変更があったとき (法第 18 条の 36 第 2 項)	氏名等変更届出書 【様式第 4】	事由発生から 30 日以内
水銀排出施設の使用を廃止したとき (法第 18 条の 36 第 2 項)	使用廃止届出書 【様式第 5】	事由発生から 30 日以内
水銀排出施設を譲り受け・借り受けたとき (法第 18 条の 36 第 2 項)	承継届出書 【様式第 6】	事由発生から 30 日以内

(注) 添付資料③及び⑤については様式例があります。

※県ウェブサイトから、「届出書の様式」を入手できます。

■県ウェブサイト : <http://www.pref.saga.lg.jp/kiji00314012/index.html>

■県トップページ>くらし・子育て>自然・環境・リサイクル>(環境情報) PM2.5・光化学オキシダント・環境放射能情報等>大気環境>届出のしおり(大気関係)

## (2) 届出時の注意事項

### ① 事前相談

佐賀県では、届出書の作成、提出、工事着工、設置後の施設の管理などが円滑に行われるよう管轄する保健福祉事務所 環境保全課で、届出書提出前の事前相談を行っています。

届出書に不備がある場合には届出の受理ができないため、工事の着工が遅れることや、計画していた施設が排出基準に適合していないため計画変更命令を受けることがあります。

これらを防ぐためにも、事前に管轄する保健福祉事務所 環境保全課までご相談ください。

### ② 提出先

届出書の提出先は表 10 のとおりです。

表 10 提出先

市町名	提出先	
佐賀市、多久市、小城市、 神埼市、吉野ヶ里町	佐賀中部保健福祉事務所 環境保全課 〒849-8585 佐賀市八丁畷町 1-20	TEL : 0952-30-1907
鳥栖市、基山町、上峰町、 みやき町	鳥栖保健福祉事務所 環境保全課 〒841-0051 鳥栖市元町 1234-1	TEL : 0942-83-6820
唐津市、玄海町	唐津保健福祉事務所 環境保全課 〒847-0012 唐津市大名小路 3-1	TEL : 0955-73-1179
伊万里市、有田町	伊万里保健福祉事務所 環境保全課 〒848-0041 伊万里市新天町坂口 122-4	TEL : 0955-23-5188
武雄市、鹿島市、嬉野市、 大町町、江北町、白石町、 太良町	杵藤保健福祉事務所 環境保全課 〒843-0023 武雄市武雄町昭和 265	TEL : 0954-23-3506

### ③ 提出部数

2部提出してください。1部は、届出の控えとして届出が受理された後、提出された控えが戻されますので、大切に保管してください。

### ④ 期間の短縮

設置、構造等の変更の工事は、届出書が受理された日から 60 日を経過した後でなければ着手できません。(法第 18 条の 32)

ただし、その届出に係る事項の内容が相当であると認められるときは、期間の短縮を行うことができます。(法第 18 条の 36 第 1 項)

## ⑤ 届出書の綴じ方

提出書類については、届出書、別紙、添付書類の順に重ね、ご提出ください。

また、添付書類はなるべく JIS A4 の大きさで作成してください。

図面等 A4 より大きいものは A4 の大きさに折り、左閉じにして開きやすいように折り込んでください。

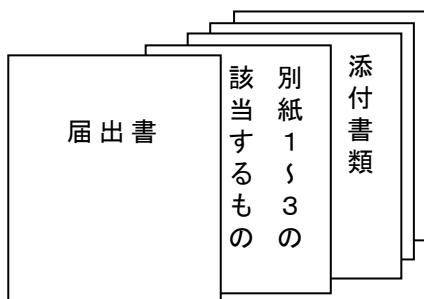


図 1 届出書の閉じ方

## (3) その他

### ① 個人情報の取扱い

本届出・申請等により提出された個人情報に関しては、佐賀県の個人情報保護の基本指針である「佐賀県プライバシーポリシー <http://www.pref.saga.lg.jp/kiji00319144/index.html>」に従い、取り扱うこととしております。ただし、この法律の施行に必要な範囲内において、関係機関等に情報を提供する場合があります。

### ② 2つ以上の水銀排出施設が同一の工場、事業場に設置されている場合

2つ以上の水銀排出施設が、同一の工場又は事業場に設置されている場合は、その種類が同一である場合に限り同一の届出書によって届出ができます。

### ③ 休止施設の取扱い

休止中の施設であっても届出は必要です。

完全に廃止となった時点で廃止届を提出してください。

【様式第3の6の記載例】

様式第3の6

水銀排出施設設置(使用、変更)届出書

年 月 日

佐賀県知事 OO OO 殿

届出者

氏名又は名称及び住所

佐賀市城内1丁目1番59号

並びに法人にあっては

佐賀工業株式会社

その代表者の氏名

代表取締役 佐賀 太郎

担当者名

整備担当課 佐賀 花子

電話番号

0952-25-0000

大気汚染防止法第18条の28第1項(第18条の29第1項、第18条の30第1項)の規定により、水銀排出施設について、次のとおり届け出ます。

工場又は事業場の名称	さがこうじょう <b>佐賀工場</b>	※整理番号	
工場又は事業場の所在地	<b>840-8570 佐賀市城内1丁目1番59号</b>	※受理年月日	年 月
水銀排出施設の種類	<b>8 廃棄物焼却炉</b>	※施設番号	
水銀排出施設の構造	別紙1のとおり。	※審査結果	
水銀排出施設の使用の方法	別紙2のとおり。	※備考	
水銀等の処理の方法	別紙3のとおり。		
参考事項			

- 備考 1 水銀排出施設の種類の欄には、大気汚染防止法施行規則(以下「施行規則」という。)別表第3の3に掲げる項番号及び名称を記載すること。
- 2 ※印の欄には、記載しないこと。
- 3 変更届出の場合には、変更のある部分について、変更前及び変更後の内容を対照させること。
- 4 届出書及び別紙の用紙の大きさは、図面、表等やむを得ないものを除き、日本工業規格A4とすること。
- 5 参考事項の欄に、施行規則様式第1による届出受理年月日を記載する場合であつて、都道府県知事又は大気汚染防止法施行令第13条に規定する市の長が別紙1~3の全部又は一部を添付することを要しないと認めるときは、別紙1~3の全部又は一部を省略することができる。

\*個人情報の取扱いについて

本届出・申請等により提出された個人情報に関しては、佐賀県の個人情報保護の基本指針である「佐賀県プライバシーポリシー <http://www.pref.saga.lg.jp/kiji00319144/index.html>」に従い、取り扱うこととしております。ただし、この法律の施行に必要な範囲内において、関係機関等に情報を提供する場合があります。

表題等	<p>1 表題…表題の設置、変更、使用の該当しない項目を抹消すること。</p> <p>＜例＞</p> <p>(1) 設置届の場合・・・設置(使用、変更)届出書      (2) 使用届の場合・・・設置(使用、変更)届出書      (3) 変更届の場合・・・設置(使用、変更)届出書</p> <p>2 適用条文…適用条文の該当しない項目を抹消すること。</p> <p>＜例＞</p> <p>(1) 設置届の場合      大気汚染防止法第18条の23第1項(第18条の24第1項、第18条の25第1項)      (2) 使用届の場合      大気汚染防止法第18条の23第1項(第18条の24第1項、第18条の25第1項)      (3) 変更届の場合      大気汚染防止法第18条の23第1項(第18条の24第1項、第18条の25第1項)</p>
届出者	<p>1 届出者名称及び住所</p> <p>(1) 法人の場合      その名称、本社所在地及び代表者（代表権を有するもの）の職・氏名を記載の上、代表者印（丸印）を捺印すること。</p> <p>(2) 個人営業の場合      その名称、事業主の住所、氏名を記載の上捺印すること。</p> <p>2 代表者でない者が届出を行う場合      代表者でない者が届出を行う場合は、同届出に関する権限の執行を代表者から委任されたことを証明する委任状（1通、代表者印が捺印されているもの）を添付すること。</p>
担当者名及び連絡先（電話番号）	<p>1 この届出についての連絡先（担当する課名・担当者名、電話番号等）を記載すること。</p>
届出日	<p>1 届出窓口で受付終了後、記載すること。</p>
工場又は事業場の名称	<p>1 名称にはふりがなを付けて記載すること。      2 届出時点で名称が確定していない場合は、仮称で届出し、正式な名称が確定した時点で氏名等変更届書を提出すること。</p>
工場又は事業場の所在地	<p>1 郵便番号も記載すること。      2 届出時点で住居表示が確定していない場合は、〇〇市〇〇町〇〇地先で届出し、住居表示が確定した時点で氏名等変更届出書を提出すること。</p>
水銀排出施設（届出施設）の種類	<p>1 水銀排出施設が複数の施設分類に該当する場合は、事業の主たる目的で届出を行うこと。      2 主たる目的の事業が水銀排出施設の項目に該当しない場合でも、主たる目的以外の事業が水銀排出施設の項目に該当する場合、該当する項目で届出を行うこと。      3 施行規則別表第3の3に掲げる項番号及び名称      ＜例＞ 8 廃棄物焼却炉      施行規則別表第3の3については、表2～表6を参照のこと。</p>

【別紙 1 の記載例】

別紙 1

水銀排出施設の構造

工場又は事業場における施設番号	<b>1号 廃棄物焼却炉</b>	
名 称 及 び 型 式	<b>乾流式2段燃焼式 OO型</b>	
設 置 年 月 日	年 月 日	年 月 日
着 手 予 定 年 月 日	<b>〇年〇月〇日</b>	年 月 日
使 用 開 始 予 定 年 月 日	<b>〇年〇月〇日</b>	年 月 日
規 模	燃 料 の 燃 烧 能 力 (重油換算 L／h)	
	原料の処理能力 ( t / h )	
	火格子面積又は羽口面断面積 (m <sup>2</sup> )	
	変圧器の定格容量 (kVA)	
	焼 却 能 力 ( kg / h )	<b>1960 (kg/h)</b>

- 備考 1 設置届出の場合には着手予定年月日及び使用開始予定年月日の欄に、使用届出の場合には設置年月日の欄に、変更届出の場合には設置年月日、着手予定年月日及び使用開始予定年月日の欄に、それぞれ記載すること。
- 2 規模の欄には、大気汚染防止法施行規則別表第3の3の中欄に規定する項目について記載すること。
- 3 水銀排出施設の構造概要図を添付すること。概要図は、主要寸法を記入し、日本工業規格A 4の大きさに縮小したもの又は既存図面等を用いること。ただし、参考事項の欄に、施行規則様式第1による届出年月日を記載する場合であつて、都道府県知事又は大気汚染防止法施行令第13条に規定する市の長が構造概要図を添付することを要しないと認めるときは、当該概要図の添付を省略することができる。

全体	1 構造等の変更の届の場合は、変更前を左欄に、変更後を右欄に対比させて記入すること。
工場又は事業場における施設番号	1 工場又は事業場における当該届出施設等に固有の番号（記号）又は呼称を与えて記載すること。 （番号等は重複しないようにすること。また、一連番号等を与えるなど分かりやすいように記載すること。）
名称及び型式	1 名称、型式を記載すること。
設置年月日	1 当該届出施設等の設置年月日を記載すること。
着手予定年月日	1 当該届出に係る関係工事（基礎工事を含む。）に着手する予定年月日を記載すること。
使用開始予定年月日	1 当該届出施設等の本運転（実稼働）開始の予定年月日を記載すること。
規模	1 施行規則別表第3の3中欄に規定する項目のいずれかを記載すること。 2 ただし、石炭ボイラーの燃焼能力の記入は必ず行うこと。 3 参考事項の欄に、施行規則様式第1による届出年月日を記載することで、ばい煙発生施設の届出と同様の内容となる様式3の6別紙1の内容は省略することができる。 4 焼却能力は、1時間あたりの最大の処理量を記載すること。

【別紙2の記載例】

別紙2

水銀排出施設の使用の方法

工場又は事業場における施設番号		<b>1号 廃棄物焼却炉</b>			
使用状況	1日の使用時間及び月使用日数等		<b>0時～24時</b> 時間/回 回/日 <b>25</b> 日/月		時～ 時 時間/回 回/日 日/月
	季節変動				
原 材 料 (水銀等の排出に影響のあるものに限る。)	種類		<b>廃木、廃プラスチック、汚泥、廃油</b>		
	使用割合		<b>廃木：廃プラスチック：汚泥 ：廃油 = 116:9:49:22</b>		
	原材料中の水銀等含有割合		<b>廃木 : 0.071(mg/kg) 廃プラスチック: 0.107(mg/kg) 汚泥 : 0.204(mg/kg) 廃油 : 0.025(mg/kg)</b>		
	1日の使用量		<b>47.0 (t/d)</b>		
燃 料 (水銀等の排出に影響のあるものに限る。)	種類				
	燃料中の水銀等の含有割合				
	通常の使用量				
	混焼割合				
排出ガス量 (m <sup>3</sup> /h)		湿り	最大 <b>24600</b>	通常 <b>19700</b>	最大
		乾き	最大 <b>17700</b>	通常 <b>14400</b>	最大
排出ガス中の酸素濃度 (%)			<b>9.2%</b>		
水銀濃度 (μg/m <sup>3</sup> )	全水銀		<b>1.6 μg/m<sup>3</sup></b>		
	ガス状水銀		<b>1.5 μg/m<sup>3</sup></b>		
	粒子状水銀		<b>0.1 μg/m<sup>3</sup></b>		
参考事項					

備考 1 排出ガス量については、温度が零度であって圧力が1気圧の状態（この項において「標準状態」という。）における量に、水銀濃度については、標準状態における排出ガス1立方メートル中の量に、それぞれ換算したものとする。

- 2 水銀濃度は、乾きガス中の濃度とし、平常時の平均的な濃度を記載すること。
- 3 水銀濃度は、水銀等の処理施設がある場合には、処理後の濃度とすること。
- 4 参考事項の欄には、水銀等の排出状況に著しい変動がある施設についての一工程の排出量の変動の状況、水銀等の排出抑制のために採っている方法等を記載すること。

全体		1 構造等の変更の届の場合は、変更前を左欄に、変更後を右欄に対比させて記入すること。
工場又は事業場における施設番号		1 別紙1の同欄と同じ番号（記号）を記載すること。
使用状況	1日の使用時間及び月間使用日数等	1 当該届出施設等を最も多く使用する期間（月）における平均使用状況を記載すること。ただし、非常用の場合は記入する必要はない。
	季節変動	1 使用状況に季節変動のある場合のみ、その状況を記載すること。 ＜例＞ <ul style="list-style-type: none"><li>・4月～10月末日までは、休止</li><li>・6～9月までは、60%減少</li></ul>
原材料	種類	1 当該届出施設等において使用する原料・原材料のうち水銀等の発生、排出に影響を及ぼすもののみ具体的に記載すること。 2 廃棄物焼却炉では焼却物を原材料として記入すること。
	使用割合	1 種類別にその割合を重量比又は容量比で記載すること。
	原材料中の水銀等含有成分割合	1 代表値や平均値を記載すること。（幅記載することでも差し支えない。） 2 感染性廃棄物等の事業者において水銀含有量の測定が不可能な場合は、空欄でも差し支えない。 3 当該届出施設等が最大能力で稼働する場合の使用量を種類別に記載すること。
	1日の使用量	1 当該届出施設等が最大能力で稼働する場合の使用量を記載すること。
燃料	種類	1 当該届出施設等において使用する原料・原材料のうち水銀等の発生、排出に影響を及ぼすもののみ具体的に記載すること。 2 当該届出施設等の使用する燃料の種類を具体的に記載すること。 ＜例＞ <ul style="list-style-type: none"><li>石炭等</li></ul>
	燃料中の水銀等の含有割合	1 代表値や平均値を記載すること。（幅記載することでも差し支えない。）
	通常の使用量	1 当該届出施設等の最も多く使用する期間（月）における平均使用量を記載する。
	混焼割合	1 種類別燃料使用量の割合を重油換算後の重量比又は容量比で記載すること。

排出ガス量	1 排出ガス量は、標準状態（温度 0 °C、圧力 1 気圧）に換算して記載すること。 2 排出ガス量について、最大については定格能力で運転した場合の数値を、通常には通常の使用状態での数値を記入
排ガス中の酸素濃度	1 乾き排出ガス中の酸素濃度（設計値等）を記載すること。
水銀濃度	1 乾きガス中の平均的な水銀濃度を記載すること。（水銀等の量が著しく変動する施設にあっては、一工程の平均の量とする。幅記載でも構わない。） 2 水銀等の処理施設がある場合には、処理後の濃度を記載すること。 3 設置届出時で実測値が得られない場合は、設計値を記載、又は空欄で差し支えない。ただし、空欄の場合や記載した設計値が定期測定の結果と大きく異なる場合は、変更届を提出すること。 4 測定値による場合は、環境省告示第 94 号に定める方法により行うこと。 5 全水銀はガス状水銀と粒子状水銀の濃度の合算で表示すること。 6 複数の届出施設等から集合煙突等を通じて排出される場合であっても個々の施設ごとに計算する（各施設が単独に稼働し、当該煙突等から排出するものとして計算する。）
参考事項	記載についての補足等を記載すること。

【別紙3の記載例】

別紙3

水銀等の処理の方法

水銀等の処理施設の工場又は事業場における施設番号			<b>系統1</b>			
処理に係る水銀排出施設の工場又は事業場における施設番号			<b>1号 廃棄物焼却炉</b>			
水銀等の処理施設の種類、名称及び型式			<b>バケフィルター BBB型 湿式スクラバー ▲▲型</b>			
設 置 年 月 日			年 月 日	年 月 日		
着 手 予 定 年 月 日			<b>〇年〇月〇日</b>	年 月 日		
使 用 開 始 予 定 年 月 日			<b>〇年〇月〇日</b>	年 月 日		
処理能力	排出ガス量 ( $m^3/h$ )		湿り	最大 <b>24600</b> 通常 <b>19700</b>	最大 通常	
			乾き	最大 <b>17700</b> 通常 <b>14400</b>	最大 通常	
	排出ガス温度 (°C)		処理前	<b>160</b>		
			処理後	<b>150</b>		
	排出ガス中の酸素濃度 (%)			<b>9.2</b>		
	水銀濃度 ( $\mu g/m^3$ )	全水銀	処理前	<b>160 <math>\mu g/Nm^3</math></b>		
			処理後	<b>1.6 <math>\mu g/Nm^3</math></b>		
		ガス状水銀	処理前	<b>150 <math>\mu g/Nm^3</math></b>		
			処理後	<b>1.5 <math>\mu g/Nm^3</math></b>		
		粒子状水銀	処理前	<b>10 <math>\mu g/Nm^3</math></b>		
			処理後	<b>0.1 <math>\mu g/Nm^3</math></b>		
使用状況	全水銀		<b>99%</b>			
	ガス状水銀		<b>99%</b>			
	粒子状水銀		<b>99%</b>			
1 日 の 使 用 時 間 及 び 月 使 用 日 数 等	<b>0 時～24 時</b> 時間/回 回/日 <b>25</b> 日/月			時～時 時間/回 回/日 日/月		
	季節変動					

備考 1 水銀排出施設において発生する水銀等を排出口から大気中に排出する前に処理するための施設（集じん機等）について、記載すること。

2 設置届出の場合には着手予定年月日及び使用開始予定年月日の欄に、使用届出の場合には設置年月日の欄に、変更届出の場合には設置年月日、着手予定年月日及び使用開始予定年月日の欄に、それぞれ記載すること。

3 排出ガス量については、温度が零度であって圧力が1気圧の状態（この項において「標準状態」という。）における量に、水銀濃度については、標準状態における排出ガス1立方メートル中の量に、それぞれ換算したものとする。

4 水銀濃度は、乾きガス中の濃度とすること。

5 水銀等の処理施設の構造図及びその主要寸法を記入した概要図を添付すること。ただし、参

考事項の欄に、施行規則様式第1による届出年月日を記載する場合であつて、都道府県知事又は大気汚染防止法施行令第13条に規定する市の長が当該構造図及び概要図を添付することを要しないと認めるときは、当該構造図及び概要図の添付を省略することができる。

全体		1 構造等の変更の届の場合は、変更前を左欄に、変更後を右欄に対比させて記入すること。
水銀等の処理施設の工場又は事業場における施設番号		1 工場又は事業場における当該処理施設等（煙突等を含む）の固有番号（記号）を記載すること。 注：処理施設等とは、水銀発生施設において水銀等の処理するための施設及びこれに付属する施設をいう（以下同じ）
処理に係る水銀排出施設の工場又は事業場における施設番号		1 別紙1及び別紙2の同欄と同じ番号（記号）を記載すること。 ただし、他に当該処理施設等を共用する届出施設等がある場合には、その施設番号も併せて記載すること。
水銀等の処理施設の種類、名称及び型式		1 水銀等の大気排出抑制に効果があると考えられる排出ガス処理設備について記載すること。
処理能力	排出ガス量	1 当該処理施設等で処理する湿り排出ガス量を標準状態（0°C、1気圧）に換算した値を記載すること。 2 排出ガス量について、最大については定格能力で運転した場合の数値を、通常には通常の使用状態での数値を記入
	排出ガス温度	1 処理前については、当該処理施設等の入口の実測値、処理後については、出口の実測値を記載すること。
	水銀濃度	1 当該処理施設等で処理する水銀の乾き排出ガス中濃度（処理前：入口、処理後：出口）を記載すること。施設の構造上の理由などにより測定が不可能な場合においては、処理前の欄は空欄でもよい。
	補修効率	1 処理施設の補修効率を記載のこと。
使用状況	1日の使用時間及び月間使用日数	1 当該処理施設等（又は煙突）の最も多く使用する期間（月）における平均使用状況を記載すること。
	季節変動	1 使用状況に季節変動がある場合のみ、その変動状況を記載すること。 <例> 暖房用、冬期11月～3月のみ使用

## 4 水銀濃度の測定

(法第 18 条の 35)

水銀排出者は、当該水銀排出施設に係る水銀濃度（排出ガス中の水銀測定）を測定（定期測定・再測定）し、その測定結果を記録して 3 年間保存しなければいけません。

### (1) 測定方法

測定は、「排出ガス中の水銀測定法（平成 28 年 9 月 26 日 環境省告示 94 号）」により行ってください。

ガス状水銀と粒子状水銀をそれぞれ測定し、その合計（粒子状水銀の測定を省略した場合はガス状水銀のみで評価）により排出基準への適合を判断します。

### (2) 定期測定の頻度（施行規則第 16 条の 19 第 1 号）

表 11 測定方法・測定頻度

施設の区分	測定頻度
①排出ガス量が 4 万 Nm <sup>3</sup> /時以上の施設（③、④を除く）	4 か月を超えない作業期間ごとに 1 回以上
②排出ガス量が 4 万 Nm <sup>3</sup> /時未満の施設（③、④を除く）	6 か月を超えない作業期間ごとに 1 回以上
③専ら銅、鉛又は亜鉛の硫化鉱を原料とする乾燥炉	年 1 回以上
④専ら廃鉛蓄電池又は廃はんだを原料とする溶解炉	年 1 回以上

### (3) 定期測定・再測定の結果の記録・保存（施行規則第 16 条の 19 第 5 号）

定期測定の結果は、施行規則様式第 7 の 2 「水銀濃度測定記録表」に記録し、3 年間の保存が必要です。

ただし、計量法第 107 条の登録を受けた者から同法第 110 条の 2 の計量証明書の交付を受けた場合には、「水銀濃度測定記録表」への記録は不要ですが、当該計量証明書を 3 年間保存してください。

また、再測定を実施した場合は、最大及び最小の値を含む全ての値の記録・保存が必要です。

### (4) 定期測定において排出基準を上回った場合（施行規則第 16 条の 19 第 3 号、4 号）

定期測定において排出基準を上回った場合、再測定を行う必要があります。

なお、排出基準の適用が猶予されている施設において猶予期間内は、定期測定において排出基準を上回ったとして再測定を行う必要がありません。

表 12 再測定の実施方法・評価

- ① 水銀排出施設の稼働条件を一定に保った上で、速やかに3回以上の再測定（試料採取を含む。）を実施し、初回の測定結果を含めた計4回以上の測定結果のうち、最大値及び最小値を除く全ての測定結果の平均値により評価すること。
- ② 初回の測定結果が排出基準の値の1.5倍を上回っていた場合は、初回測定結果が得られた後から30日以内に、それ以外の場合は60日以内に実施し結果を得ること。

※ 定期測定の結果が出た時点で定期点検等のため休止している場合や、自然災害等によるやむを得ない事情がある場合は、再測定のみを目的に施設を稼働する必要はありませんが、できる限り速やかに再測定を行ってください。

※ 再測定後の評価でも排出基準を上回る場合は、管轄保健福祉事務所に連絡し、原因究明を行い、再発防止のための抑制措置をとってください。

※ 次の定期測定は、最後の再測定日から4か月（又は6か月）を超えない作業期間ごとに測定してください。（ただし、排出基準を上回っている場合は管轄保健福祉事務所の指示に従って測定してください。）

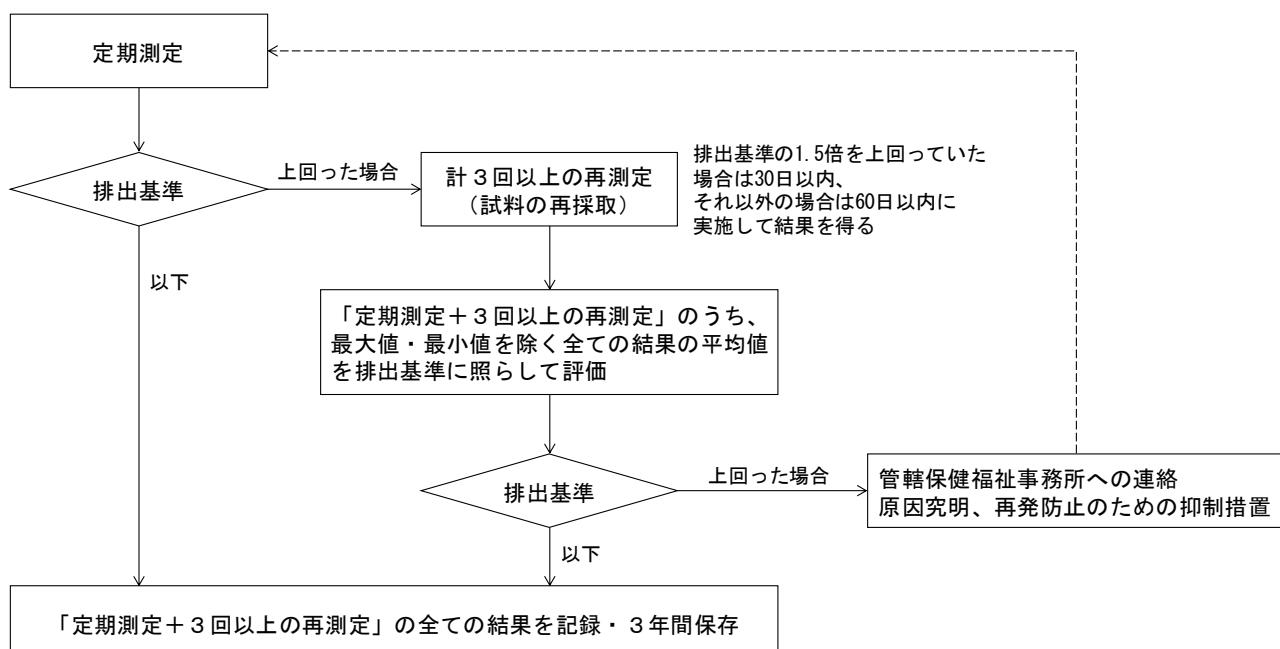


図2 定期測定において排出基準を上回った場合

### (5) 粒子状水銀濃度の測定の省略（施行規則第16条の19第2号）

構造等の変更の届出がなく、連続する3年の間継続して、表13のいずれかの条件を満たす場合は、ガス状水銀の濃度をもって全水銀の濃度とみなす（粒子状水銀濃度の測定を省略する）ことができます。

ただし、この場合であっても、3年を超えない期間に1回以上の頻度で粒子状水銀の測定をすることが必要となります。

なお、粒子状水銀濃度の測定を省略する場合は、事前に保健福祉事務所に相談をお願いします。

表 13 粒子状水銀濃度の測定を省略

- |   |
|---|
| ① 粒子状水銀濃度が、ガス状水銀の定量下限値未満  |
| ② 測定結果の年平均 <sup>(注)</sup> が $50 \mu\text{g}/\text{m}^3$ 未満である施設のうち、各測定結果において、水銀濃度に対する粒子状水銀の濃度が 5 %未満  |
| ③ 測定結果の年平均 <sup>(注)</sup> が $50 \mu\text{g}/\text{m}^3$ 以上である施設のうち、各測定結果において、水銀濃度に対する粒子状水銀の濃度が 5 %未満、かつ、粒子状水銀の濃度が $2.5 \mu\text{g}/\text{m}^3$ 未満 |

(注) 連続する 1 年の間の定期測定の結果を平均して算出してください。再測定を行った場合は、再測定の結果（「定期測定及び 3 回以上の再測定」のうち、最大値・最小値を除く全ての結果の平均値）を用いて、年平均値を算出してください。

## 5 要排出抑制施設の設置者の自主的取組

(法第 18 条の 37、施行令第 10 条の 3)

要排出抑制施設の設置者は、当該施設に係る水銀等の大気中への排出に関し単独又は共同で、自ら遵守すべき基準の作成、水銀濃度の測定・記録・保存等の排出抑制措置を講じ、当該措置の実施状況及びその評価を公表してください。

表 14 要排出抑制施設

要排出抑制施設
1 製銑の用に供する焼結炉（ペレット焼成炉を含む。）
2 製鋼の用に供する電気炉

※ 廃棄物処理法第 8 条第 1 項に規定するごみ処理施設（焼却炉に限る。）又は廃棄物処理法施行令第 7 条第 3 号、第 5 号、第 8 号、第 10 号、第 11 の 2 号、第 12 号若しくは第 13 の 2 号の施設に該当する場合は、「要排出抑制施設」ではなく、「水銀排出施設」に該当。

## 6 行政処分等

(法第 18 条の 31、法第 18 条の 34、法第 26 条)

佐賀県では法に従って、以下の対応を行います。

また、法に違反した場合の罰則は、表 15 のとおりです。

(1) 計画変更命令 (法第 18 条の 31)

県は、施設の設置届、又は構造等の変更の届が提出された場合であって、その施設が排出基準に適合しない水銀の濃度を発生すると認められるときは、その届出をした日から 60 日以内に限り、水銀排出施設の構造・使用の方法や、水銀等の処理の方法に関する計画の変更、設置に関する計画の廃止を命ずることがあります。

(2) 改善勧告等及び改善命令等 (法第 18 条の 34)

県は、水銀排出者が排出する水銀等の排出口における水銀濃度が排出基準に適合しない水銀等を継続して排出するときは、期限を定めて、水銀排出施設の構造・使用の方法の変更や、水銀等の処理の方法の改善、施設の使用の一時停止その他水銀の大気排出を減少させるための措置をとるよう勧告することがあります。

また、県は、水銀排出者が勧告に従わない場合、期限を定めて、勧告に係る措置をとるべき旨を命ずることがあります。

(3) 報告及び検査 (法第 26 条)

県職員が水銀排出施設設置者に対し、水銀排出施設の状況などの報告を求めることがあります。

また、職員が、水銀排出施設のある工場・事業場への立入検査することがあります。

表 15 罰則の概要

適 用	罰 则
計画変更・廃止の命令違反 (法第 18 条の 31) 改善勧告に係る措置の命令違反 (法第 18 条の 34 第 2 項)	1 年以下の懲役又は 100 万円以下の罰金 (法第 33 条)
届出義務違反・虚偽の届出 (法第 18 条の 28 第 1 項、法第 18 条の 29 第 1 項、法第 18 条の 30 第 1 項、法第 18 条の 32)	3 月以下の懲役又は 30 万円以下の罰金 (法第 34 条・法第 35 条) ※法第 18 条の 29 第 1 項、法第 18 条の 32 は罰金のみ
水銀濃度測定結果の記録・保存義務違反、虚偽の記録 (法改正第 18 条の 35)	30 万円以下の罰金 (法第 35 条)
氏名等変更、廃止、承継の届出義務違反・虚偽の届出 (法第 18 条の 37 第 2 項)	10 万円以下の過料 (法第 37 条)

## 7 様式

表 16 届出等の様式等

届出書等の種類	様式等
水銀排出施設設置（使用、変更）届出書	様式第3の6、別紙1、別紙2、別紙3
氏名等変更届出書	様式第4
使用廃止届出書	様式第5
承継届出書	様式第6
水銀濃度測定記録表	様式第7の2
添付書類「水銀等の排出及び水銀等処理に係る操業系統の概要」	参考図
添付書類「緊急連絡用の電話番号その他緊急時に おける連絡方法」	参考様式
実施制限期間短縮願	参考様式

様式第3の6

水銀排出施設設置（使用、変更）届出書

年　月　日

佐賀県知事 殿

氏名又は名称及び住所並びに  
届出者 法人にあつてはその代表者の  
氏名  
担当者名  
電話番号

大気汚染防止法第18条の28第1項（第18条の29第1項、第18条の30第1項）の規定により、水銀排出施設について、次のとおり届け出ます。

工場又は事業場の名称		※整理番号	
工場又は事業場の所在地		※受理年月日	年　月　日
水銀排出施設の種類		※施設番号	
水銀排出施設の構造	別紙1のとおり。	※審査結果	
水銀排出施設の使用の方法	別紙2のとおり。	※備考	
水銀等の処理の方法	別紙3のとおり。		
参考事項			

- 備考 1 水銀排出施設の種類の欄には、大気汚染防止法施行規則（以下「施行規則」という。）別表第3の3に掲げる項番号及び名称を記載すること。  
2 ※印の欄には、記載しないこと。  
3 変更届出の場合には、変更のある部分について、変更前及び変更後の内容を対照させること。  
4 届出書及び別紙の用紙の大きさは、図面、表等やむを得ないものを除き、日本産業規格A4とすること。  
5 参考事項の欄に、施行規則様式第1による届出年月日を記載する場合であつて、都道府県知事又は大気汚染防止法施行令第13条に規定する市の長が別紙1～3の全部又は一部を添付することを要しないと認めるときは、別紙1～3の全部又は一部を省略することができる。

\*個人情報の取扱いについて

本届出・申請等により提出された個人情報に関しては、佐賀県の個人情報保護の基本指針である「佐賀県プライバシーポリシー <http://www.pref.saga.lg.jp/kiji00319144/index.html>」に従い、取り扱うこととしております。ただし、この法律の施行に必要な範囲内において、関係機関等に情報を提供する場合があります。

## 別紙1

## 水銀排出施設の構造

工場又は事業場における施設番号		
名 称 及 び 型 式		
設 置 年 月 日	年 月 日	年 月 日
着 手 予 定 年 月 日	年 月 日	年 月 日
使 用 開 始 予 定 年 月 日	年 月 日	年 月 日
規 模	燃 料 の 燃 烧 能 力 (重油換算 L／h)	
	原 料 の 处 理 能 力 ( t / h )	
	火格子面積又は羽口面断面積 (m <sup>2</sup> )	
	変圧器の定格容量 (kVA)	
	焼 却 能 力 ( kg / h )	

- 備考 1 設置届出の場合には着手予定年月日及び使用開始予定年月日の欄に、使用届出の場合には設置年月日の欄に、変更届出の場合には設置年月日、着手予定年月日及び使用開始予定年月日の欄に、それぞれ記載すること。
- 2 規模の欄には、大気汚染防止法施行規則別表第3の3の中欄に規定する項目について記載すること。
- 3 水銀排出施設の構造概要図を添付すること。概要図は、主要寸法を記入し、日本産業規格A4の大きさに縮小したもの又は既存図面等を用いること。ただし、参考事項の欄に、施行規則様式第1による届出年月日を記載する場合であつて、都道府県知事又は大気汚染防止法施行令第13条に規定する市の長が構造概要図を添付することを要しないと認めるときは、当該概要図の添付を省略することができる。

## 別紙2

## 水銀排出施設の使用の方法

工場又は事業場における施設番号					
使用状況	1日の使用時間及び月使用日数等	時～ 時 時間/回 回/日 日/月		時～ 時 時間/回 回/日 日/月	
	季節変動				
原材料 (水銀等の排出に影響のあるものに限る。)	種類				
	使用割合				
	原材料中の水銀等含有割合				
	1日の使用量				
燃料 (水銀等の排出に影響のあるものに限る。)	種類				
	燃料中の水銀等の含有割合				
	通常の使用量				
	混焼割合				
排出ガス量 (m <sup>3</sup> /h)		湿り	最大	通常	最大
		乾き	最大	通常	最大
排出ガス中の酸素濃度 (%)					
水銀濃度 (μg/m <sup>3</sup> )	全水銀				
	ガス状水銀				
	粒子状水銀				
参考事項					

- 備考 1 排出ガス量については、温度が零度であって圧力が1気圧の状態（この項において「標準状態」という。）における量に、水銀濃度については、標準状態における排出ガス1立方メートル中の量に、それぞれ換算したものとする。
- 2 水銀濃度は、乾きガス中の濃度とし、平常時の平均的な濃度を記載すること。
- 3 水銀濃度は、水銀等の処理施設がある場合には、処理後の濃度とすること。
- 4 参考事項の欄には、水銀等の排出状況に著しい変動がある施設についての一工程の排出量の変動の状況、水銀等の排出抑制のために採つている方法等を記載すること。

別紙3

水銀等の処理の方法

水銀等の処理施設の工場又は事業場における施設番号					
処理に係る水銀排出施設の工場又は事業場における施設番号					
水銀等の処理施設の種類、名称及び型式					
設置年月日			年月日	年月日	
着手予定年月日			年月日	年月日	
使用開始予定年月日			年月日	年月日	
処理能力	排出ガス量 ( $m^3/h$ )	湿り	最大	通常	
		乾き	最大	通常	
	排出ガス温度 (°C)	処理前			
		処理後			
	排出ガス中の酸素濃度 (%)				
	水銀濃度 ( $\mu g/m^3$ )	全水銀	処理前		
			処理後		
		ガス状水銀	処理前		
			処理後		
		粒子状水銀	処理前		
処理後					
捕集効率 (%)	全水銀				
	ガス状水銀				
	粒子状水銀				
使用状況	1日の使用時間及び月使用日数等	時～時 時間/回 回/日 日/月	時～時 時間/回 回/日 日/月		
	季節変動				

- 備考
- 1 水銀排出施設において発生する水銀等を排出口から大気中に排出する前に処理するための施設（集じん機等）について、記載すること。
  - 2 設置届出の場合には着手予定年月日及び使用開始予定年月日の欄に、使用届出の場合には設置年月日の欄に、変更届出の場合には設置年月日、着手予定年月日及び使用開始予定年月日の欄に、それぞれ記載すること。
  - 3 排出ガス量については、温度が零度であって圧力が1気圧の状態（この項において「標準状態」という。）における量に、水銀濃度については、標準状態における排出ガス1立方メートル中の量に、それぞれ換算したものとする。
  - 4 水銀濃度は、乾きガス中の濃度とすること。
  - 5 水銀等の処理施設の構造図及びその主要寸法を記入した概要図を添付すること。ただし、参考事項の欄に、施行規則様式第1による届出年月日を記載する場合であつて、都道府県知事又は大気汚染防止法施行令第13条に規定する市の長が当該構造図及び概要図を添付することを要しないと認めるときは、当該構造図及び概要図の添付を省略することができる。

## 様式第4

## 氏名等変更届出書

年 月 日

佐賀県知事

殿

氏名又は名称及び住所並びに  
 届出者 法人にあつてはその代表者の  
 氏名

担当者名  
 電話番号

氏名、名称、住所又は所在地に変更があつたので、大気汚染防止法第11条（第17条の13第2項、第18条の13第2項及び第18条の36第2項において準用する場合を含む。）の規定により、次のとおり届け出ます。

ばい煙発生施設 揮発性有機化合物排出施設 一般粉じん発生施設の別 特定粉じん発生施設 水銀排出施設			※整理番号	
変更内容	変更前		※受理年月日	年月日
	変更後		※施設番号	
変更年月日	年月日	※備考		
変更の理由				

備考 1 ※印の欄には、記載しないこと。

- 2 用紙の大きさは、日本産業規格A4とすること。
- 3 ばい煙発生施設、揮発性有機化合物排出施設、一般粉じん発生施設、特定粉じん発生施設又は水銀排出施設の別の欄は、該当するもの全てを記載すること。

\*個人情報の取扱いについて

本届出・申請等により提出された個人情報に関しては、佐賀県の個人情報保護の基本指針である「佐賀県プライバシーポリシー <http://www.pref.saga.lg.jp/kiji00319144/index.html>」に従い、取り扱うこととしております。ただし、この法律の施行に必要な範囲内において、関係機関等に情報を提供する場合があります。

## 様式第5

## 使 用 廃 止 届 出 書

年 月 日

佐賀県知事

殿

氏名又は名称及び住所並びに  
 届出者 法人にあつてはその代表者の  
 氏名

担当者名  
 電話番号

ばい煙発生施設（揮発性有機化合物排出施設、一般粉じん発生施設、特定粉じん発生施設、水銀排出施設）の使用を廃止したので、大気汚染防止法第11条（第17条の13第2項、第18条の13第2項及び第18条の36第2項において準用する場合を含む。）の規定により、次のとおり届け出ます。

ばい煙発生施設 揮発性有機化合物排出施設 一般粉じん発生施設の別 特定粉じん発生施設 水銀排出施設		※整理番号	
工場又は事業場の名称		※受理年月日	年 月 日
工場又は事業場の所在地		※施設番号	
施設の種類		※備考	
施設の設置場所			
使用廃止の年月日	年 月 日		
使用廃止の理由			

備考 1 ※印の欄には、記載しないこと。

2 用紙の大きさは、日本産業規格A4とすること。

3 ばい煙発生施設、揮発性有機化合物排出施設、一般粉じん発生施設、特定粉じん発生施設  
 又は水銀排出施設の別の欄は、該当するもの全てを記載すること。

## \*個人情報の取扱いについて

本届出・申請等により提出された個人情報に関しては、佐賀県の個人情報保護の基本指針である「佐賀県プライバシーポリシー <http://www.pref.saga.lg.jp/kiji00319144/index.html>」に従い、取り扱うこととして  
 おります。ただし、この法律の施行に必要な範囲内において、関係機関等に情報を提供する場合があります。

## 様式第6

## 承 繼 届 出 書

年 月 日

佐賀県知事

殿

氏名又は名称及び住所並びに  
届出者 法人にあつてはその代表者の  
氏名

担当者名  
電話番号

ばい煙発生施設（揮発性有機化合物排出施設、一般粉じん発生施設、特定粉じん発生施設、水銀排出施設）に係る届出者の地位を承継したので、大気汚染防止法第12条第3項（第17条の13第2項、第18条の13第2項及び第18条の36第2項において準用する場合を含む。）の規定により、次のとおり届け出ます。

ばい煙発生施設 揮発性有機化合物排出施設 一般粉じん発生施設 特定粉じん発生施設 水銀排出施設		の別	※整理番号	
工場又は事業場の名称			※受理年月日	年月日
工場又は事業場の所在地			※施設番号	
施設の種類			※備考	
施設の設置場所				
承継の年月日		年月日		
被承継者	氏名又は名称			※備考
	住所			
承継の原因				

備考 1 ※印の欄には、記載しないこと。

2 用紙の大きさは、日本産業規格A4とすること。

3 ばい煙発生施設、揮発性有機化合物排出施設、一般粉じん発生施設、特定粉じん発生施設

## \*個人情報の取扱いについて

本届出・申請等により提出された個人情報に関しては、佐賀県の個人情報保護の基本指針である「佐賀県プライバシーポリシー <http://www.pref.saga.lg.jp/kiji00319144/index.html>」に従い、取り扱うこととしております。ただし、この法律の施行に必要な範囲内において、関係機関等に情報を提供する場合があります。

水銀排出施設の種類及び工場又は事業場における施設番号

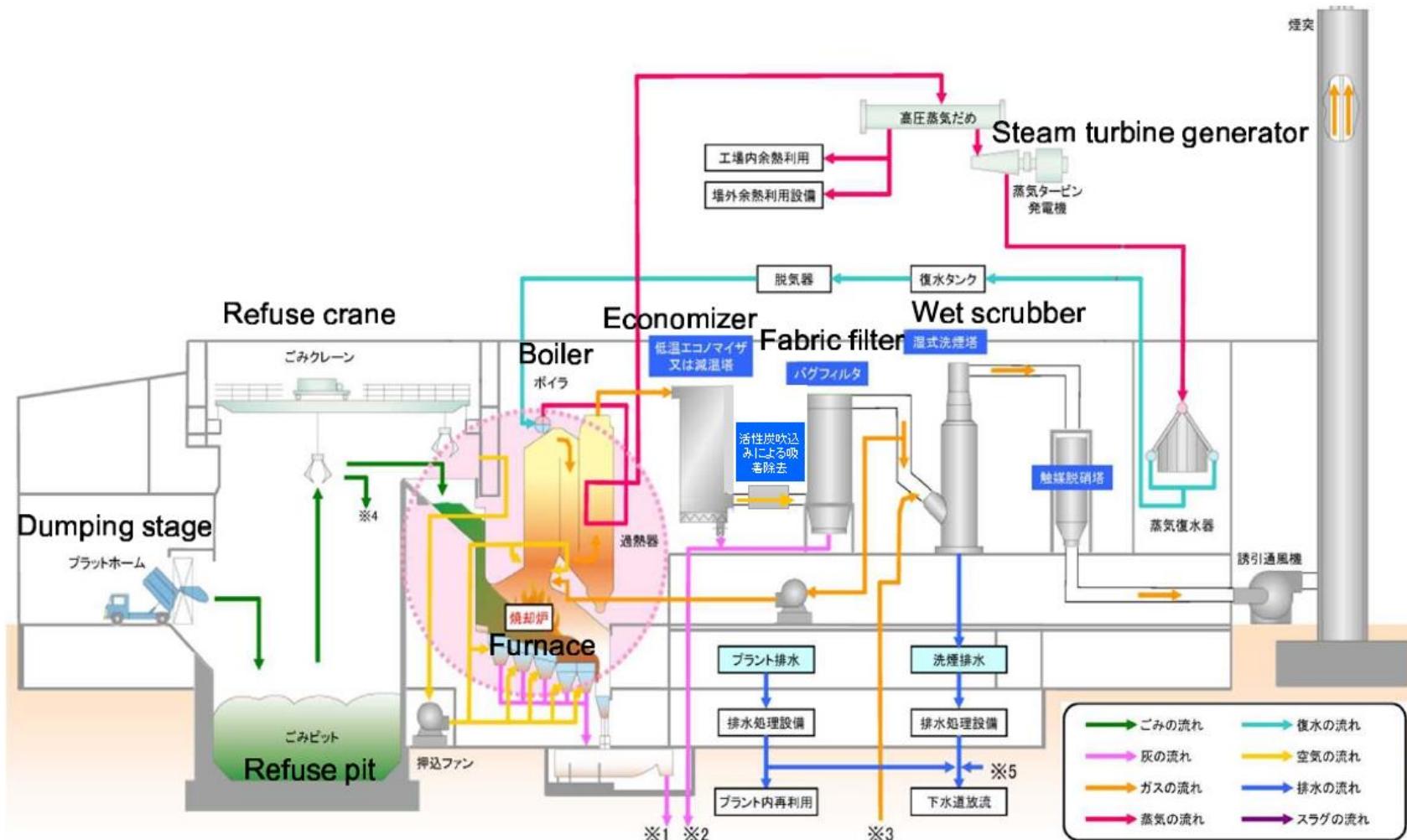
測定者の氏名

測定箇所

		測定単位	測定値	測定年月日及び時刻 (開始時刻～終了時刻)	備考
全 水 銀		( $\mu\text{g}/\text{m}^3$ )			
ガス状水銀	Cs	( $\mu\text{g}/\text{m}^3$ )			
	C	( $\mu\text{g}/\text{m}^3$ )			
	酸素濃度	(%)			
粒子状水銀	Cs	( $\mu\text{g}/\text{m}^3$ )			
	C	( $\mu\text{g}/\text{m}^3$ )			
	酸素濃度	(%)			

- 備考
- 1 全水銀並びにガス状水銀及び粒子状水銀の Cs 及び C については、温度が零度であつて圧力が 1 気圧の状態における排出ガス 1 立方メートル中の量に換算したものとする。
  - 2 Cs の欄には別表第 3 の 3 に掲げる Cs として表示された数値を、C の欄には別表第 3 の 3 の備考に掲げる式により算出された数値を記載すること。
  - 3 ガス状水銀とは排ガス中に気体として存在する水銀及びその化合物の総称であり、粒子状水銀とは排ガス中のダストに含まれる水銀及びその化合物の総称である。ガス状水銀及び粒子状水銀の濃度を測定し、合計した値を全水銀の欄に記載すること。
  - 4 酸素濃度の欄には、測定を行った時の排出ガスの酸素の濃度を記載すること。
  - 5 ガス状水銀及び粒子状水銀の試料採取は、可能な限り同じ開始時間とすること。

参考図（添付書類「水銀等の排出及び水銀等処理に係る操業の系統の概要」）



※ 水銀廃棄物適正処理検討専門委員会（第2回）配布資料、参考資料3 「廃棄物処理施設の排ガス対策について」参考

参考様式（添付書類「緊急連絡用の電話番号その他緊急時における連絡方法」）

### 緊急連絡先

1 住所

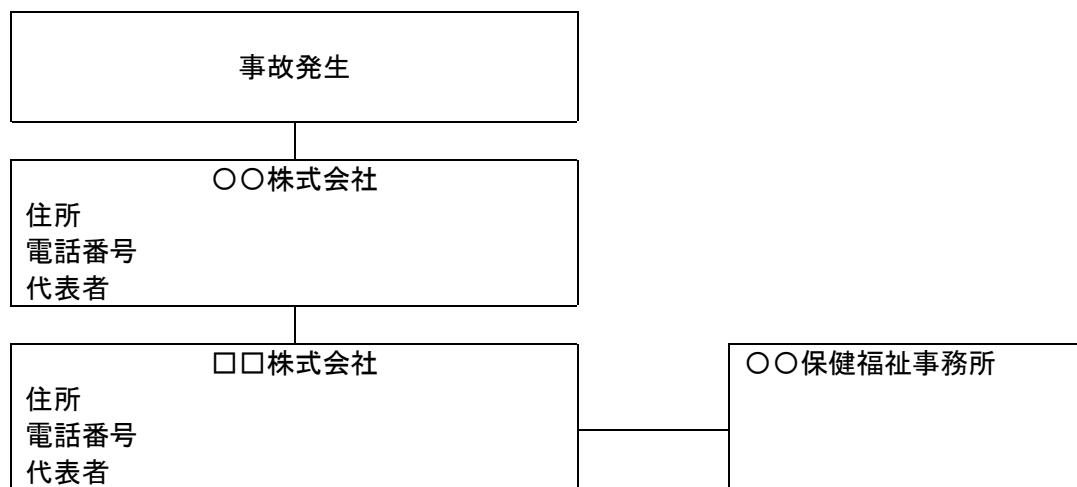
2 名称

3 代表者

4 担当者及び連絡先

連絡順	氏名・会社名	職種	担当業務	経験年数	緊急連絡先
1					
2					
3					
4					
5					
6					
7					

5 体制表



参考様式（法第18条の36第1項）

実施制限期間短縮願

年　月　日

佐賀県知事　　様

氏名又は名称及び住所並びに

届出者　法人にあつてはその代表者の

氏名

担当者名

電話番号

年　月　日付けの大気汚染防止法第　　条（佐賀県環境保全と創造に課する条例第　　条）の規定による届出について、次のとおり、実施制限期間の短縮をお願いします。

工場又は事業場の名称	年	月	日
工事着手希望年月日			日